### 加工事業者、流通事業者(産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等)編 II【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

## 1 荷口番号

荷口番号は、**水産物が流通過程で荷口の統合や小分けが起きることが多い**ことから、流通事業者等の 負担に鑑み、**複数の漁獲番号に代えて伝達可能な番号**です。

具体的には、事業者の届出に対して附番した番号を含む取引に関する番号で、以下の数字をその順序により組 み合わせて定める16桁の番号です。

- (1)通知された届出に係る7桁の事業者を区別する番号(事業者割振り番号)
- (2) 特定第一種水産動植物等を譲渡しをする年月日を表す6桁の番号
- (3) 譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を表す3桁の番号

【附番イメージ:事業者割振り番号5234567の事業者が2022年12月1日にナマコを譲渡す場合】

①事業者割振り番号(7桁) 5234567 ②取引年月日(6桁) 221201

③ロット毎の任意の数字(3桁)

XXX

荷口番号16桁:5234567221201XXX

### 2 情報の伝達事項

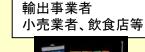
取扱事業者がアワビやナマコ(加工品含む)を譲渡し、引渡しをする際は、以下の伝達事項を取引先へ伝達して下 さい。

- (1) 名称(アワビ、ナマコ)
- (2) 漁獲番号又は荷口番号 (輸入又は養殖物の場合は、その旨を伝達)
- (3)譲渡し又は引渡しをした取扱事業者の氏名又は名称
- (4) 重量又は数量
- (5)譲渡し、引渡しをした年月日

※消費者へ直接販売する場合は、情報の伝達は必要ありません。

一次買受人 卸売業者、仲卸業者 加工業者







情報伝達



25

## Ⅲ 加工事業者、流通事業者(産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等)編【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

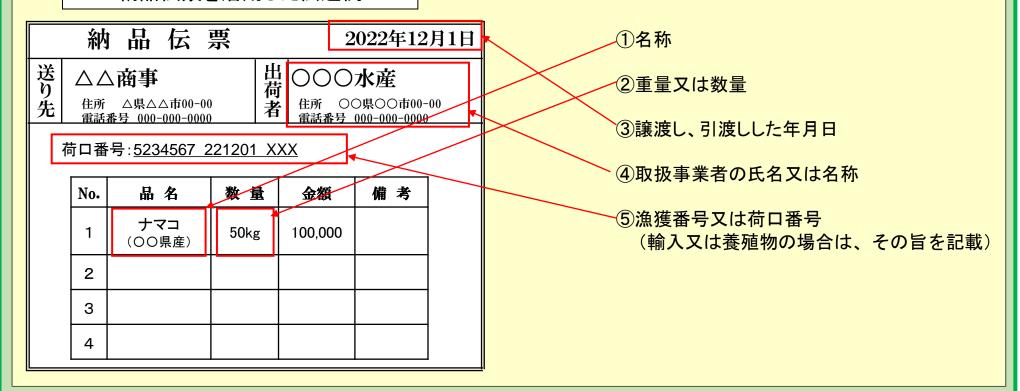
### 3 情報の伝達方法

アワビ、ナマコを譲渡し、引渡しする際は、以下のいずれかの方法で情報を伝達する必要があります。

- (1) 電子情報処理組織(電子メール、販売システム等)の使用、磁気ディスク(CD等)での交付
- (2) 包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに表示

実際の取引において取り交わされる伝票類においても、**伝達が必要な事項が記載されていれば、情報伝達義務を果たす**こととなります。

納品伝票を活用した伝達例



# Ⅲ 加工事業者、流通事業者(産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等)編【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

## 納品伝票を活用した伝達例

 納品伝票
 2022年12月1日

 △△商事
 出荷

 住所 △県△△市00-00
 は所 ○○県○○市00-00

 電話番号 000-000-0000
 本

荷口番号:5234567--

No.	品 名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

伝票に事業者割振り番号を予め表示し、取引年月日 (6桁)と取引番号(3桁)部分はブランクとする。 ⇒伝票様式の変更等での対応例

事業者割振り番号

取引年月日

取引番号

荷口番号:5234567 -

<u>221201</u>

<u> 1201</u> – <u>X</u>

伝票を渡す際に、<u>取引年月日6桁を記載</u>

(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号3桁は、<u>取引実態等に合わせ</u> 柔軟に設定。

※ナマコ、アワビは分けて下さい。

(例:アワビ <u>XXO</u>、ナマコ <u>XX5</u>)

## Ⅲ 加工事業者、流通事業者(産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等)編【取引等記録の作成・保存】

### 1 記録する事項

流通事業者など特定第一種水産動植物等取扱事業者※1との間での譲受け、譲渡し等又は廃棄等したときは、以下の事項を記録する必要があります。

- (1) 名称(アワビ、ナマコ)、(2) 重量又は数量、(3) 譲受け、譲渡し等又は廃棄等した年月日、
- (4) 譲受け、譲渡し等先の氏名又は名称、
- (5) 漁獲番号又は荷口番号※2 (輸入又は養殖物の場合は、その旨を記録)
- ※1 特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者として「倉庫業者」等を指定する予定です。 「倉庫業者」にアワビ、ナマコの保管を依頼する場合は、倉庫へ送る際の記録及び倉庫から戻す際の記録 の作成・保存が必要となります。
- ※2 流通事業者など**第一種水産動植物等取扱事業者が漁獲番号に代えて荷口番号を伝達する場合**は、 当該荷口番号に対応する**漁獲番号を記録・保存する必要**があります。

#### 2 取引等記録の作成方法

- (1)書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3)種類(アワビ、ナマコ)ごとに、取引期間等に応じて、分類又は整理
- (4) 返品等により取引記録に変更があった場合は、遅延なく、その内容に応じて適正に記録を変更
- ※3 記録の作成に当たっては、**特定第一種水産動植物等の譲受けと、譲渡しとの相互関係が明らかに なるよう**努めて下さい。

# Ⅲ 加工事業者、流通事業者(産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等)編【取引等記録の作成・保存】

## 3 記録の保存期間

譲渡し等又は廃棄等した日から3年間の保存が必要です。

※漁獲番号に代えて荷口番号を伝達した場合は、**伝達した日から3年間、**当該荷口番号に対応する<u>漁獲番号</u>の保存が必要です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている**伝票類(請求書等)**においても、**記録すべき事項が全て記載(複数の伝票類の組合せでも可)されていれば**、それを**保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たす**こととなります。

※消費者へ直接販売する場合は、取引記録の作成・ 保存は必要ありません。

